

議案第5号

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部を改正する条例案

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「その他」を「、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項の規定により同項に規定する公立国際教育学校等の管理を同項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる場合その他」に改める。

第21条中「指定管理者」を「指定管理者若しくは指定公立国際教育学校等管理法人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月7日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定公立国際教育学校等管理法人による公立国際教育学校等の管理が開始されることに伴い、指定公立国際教育学校等管理法人の役職員による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図るため必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例 (抄)

(定 義)

第2条 省 略

2 - 5 省 略

6 この条例において「委託事務等」とは、本市の事務又は事業を本市以外のものに委託し又は請け負わせる場合及び地方自治法第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合、**国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項の規定により同項に規定する公立国際教育学校等の管理を同項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人（以下「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる場合**その他法令等の規定により本市の事務又は事業を本市以外のものに行わせる場合における当該事務又は事業をいう。

7 - 9 省 略

(契約書、協定書等に明記すべき事項)

第21条 本市の機関は、委託事務等に関し、委託先事業者との間で契約、協定等を締結するに当たっては、委託先事業者が、この条例の規定に基づき本市の機関若しくは委員会が行う調査に正当な理由なく協力しないとき又はこの条例の規定に基づき本市の機関が行う勧告に正当な理由なく従わないときは、当該契約、協定等を解除し、又は**指定管理者若しくは指定公立国際教育学校等管理法人**の指定を取り消すことができる旨を契約書、協定書等に明記するものとする。